

〇〇〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第 36 条第 1 項に基づき、法定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び法定休日における労働（以下「休日労働」という。）に関し、下記のとおり協定する。

記

（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第 1 条 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第 16 条の規定に基づき、時間外労働を命ずることができるものとする。

- (1) 臨時の受注や納期の変更等により受注が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (2) 決算及び中間決算等、時季的に業務が集中し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (3) 業務が輻輳し、法定労働時間内の勤務では処理が困難なとき。
- (4) 月末、期末処理、棚卸し等の経理事務等が繁忙なとき。
- (5) その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

2 会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、就業規則第 16 条の規定に基づき、休日労働を命ずることができるものとする。

- (1) 季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるために業務が集中し、休日労働をしなくては処理が困難なとき。
- (2) その他前号に準ずる事由が生じたとき。

（時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数）

第 2 条 時間外労働及び休日労働を必要とする業務の種類及び対象従業員数は次のとおりとする。

区 分	業務の種類	対象従業員数
Aグループ	営業	2 名
	総務・経理	2 名
Bグループ (1 年単位変形労働時間制適用者)	製造	20 名
	製品検査	3 名

（延長時間及び休日労働日数）

第 3 条 法定労働時間を超えて延長させることができる時間（以下「延長時間」という。）及び休日労働をさせることができる休日は、次のとおりとする。

	延長時間			休日労働
	1 日	1 か月	1 年間	
前条 A グループの従業員	5 時間	45 時間	360 時間	1 か月に 2 日以内 (第三・四日曜日)
前条 B グループの従業員	3 時間	42 時間	320 時間	1 か月に 1 日 (第四日曜日)

2 前項により、休日労働を命ずる場合の始業及び終業の時刻、休憩時間は次のとおりとし、原則として 8 時間勤務とする。ただし、業務の進捗状況等により、あらかじめ指定して、この時間を短縮又は延長することがある。

- (1) 始業時刻…午前 9 時 00 分
- (2) 終業時刻…午後 6 時 00 分
- (3) 休憩時間…正午から午後 1 時まで

3 第 1 項の延長時間は、時間外労働時間数の上限を示すものであり、常に当該時間まで時間外労働を命ずるものではない。通常の延長時間は 1 日当たり 2 時間、1 か月当たり 30 時間を目安とする。

4 第 1 項の休日労働の日数は、休日労働の上限を示すものであり、常に当該日数まで休日労働を命ずるものではない。休日労働は、緊急やむを得ない場合に限るものとし、少なくとも 1 週間に 1 回の休日は確保するよう努めるものとする。

(特別延長時間)

<例 1 : 1 月当たりの時間外・休日労働が 80 時間を超える場合>

第 4 条 通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て 1 か月当たりの延長時間を「90 時間」とすることができる。この場合、休日労働の時間を加えた時間は「98 時間」とする。

<例 2 : 1 月当たりの時間外・休日労働を 80 時間以内とする場合。この場合は、第 2 項後段は不要です。>

第 4 条 通常の生産量を大幅に超える受注が集中し、特に納期がひっ迫したときは、労使の協議を経て 1 か月当たりの延長時間を「70 時間」とすることができる。この場合、休日労働の時間を加えた時間は「78 時間」とする。

2 前項の場合において、これを適用することができる月数の限度は、1 年間のうち 6 か月とする。＜また、直近の 2 か月から 6 か月までの平均時間外労働は、いずれにおいても 80 時間を超えてはならない。>

3 第 1 項の延長時間とは、特別な事情がある場合における時間外労働時間数の上限